

令和7年度 第2回入札監視委員会会議録(要約)

- 1 開会
2 第2回入札監視委員会の審議案件候補に係る質疑回答

委員からの主な質問等	質問に対する事務局の回答
<p>雨水枡清掃作業(第323号)</p> <p>入札不調及び随意契約となった経緯についてご教示願いたい。予定価格は不調後、変更したという経緯はあるのか。</p>	<p>2回目の再入札で予定価格内の応札者がなく、最も低い金額で応札があった事業者に価格交渉を行い、不落随契となった。予定価格は変更していない。</p>
<p>区営・区民住宅等管理業務</p> <p>そもそも特命随契(入札継続)の契約の枠組みをご教示願いたい。先行して初年度入札が行われ、次年度以降は継続的に特命随意契約が行われているということなのか、仮にそうだとすると本件では何年ほど、随意契約が続くのか。この場合の予定価格はどのように作成しているのか。美巧からの見積価格をそのまま予定価格＝契約価格としているという理解でよいか。</p>	<p>当区では、施設管理の案件については内部指針を定め、以下の取り扱いを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札により事業者決定 ・4月から11月の履行成績(所管課が評定)により、「成績不良」となった案件は、次年度の受託事業者を入札により選定。それ以外の場合は、特命随契により継続して同一事業者と契約。 ・特命により継続して契約した場合、再度の継続は認められず、その翌年度の受託事業者については、入札に付す。
<p>行政手続オンライン化移行支援及びフォーム作成業務</p> <p>本件先行業務が発注されていると思われるが、この類似業務のシンプレックスの受注状況をご教示願いたい</p>	<p>令和7年度は「DX及び業務改革(BPR)推進支援業務」(契約番号536号)を受注している。業者選定方法はプロポーザル(新規)。(追記)所管に確認したところ、この2案件は別物で内容関係なく、先行業務ではないとのこと。</p>
<p>特別支援学級通学支援業務(小学校)</p> <p>過去の類似業務の都自動車受注状況をご教示願いたい。あらかじめ同社から見積を取り、それがそのまま予定価格として反映されたという理解でよいか</p>	<p>過去5年以内において、例年同一の案件で入札に付しており、都自動車が落札している。なお、入札に付す際、予定価格積算のために見積書を徴取しているが、あくまでも参考としての利用にとどめ、同一価格にはしていない。</p>
<p>戸籍・戸籍附票システム標準化・ガバメントクラウド対応</p> <p>8000万円を超える金額であるにもかかわらず、特命随意契約となっている理由を地方自治法施行令167の2条第1項及び貴区ガイドラインに沿って説明いただきたい。これは他社から見積合わせを取っていないという理解でよいか。仮にとっていないとしてそれが許される理由は何か(貴区の内部規程上許容されるのか)。取っていたとしてその結果についてご教示願いたい。</p>	<p>地方自治法施行令167の2条第1項第2号を根拠として特命随意契約を行っている。理由は、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるため等である。他社から見積合わせを取っていない。</p> <p>【他社から見積合わせを徴取していないことについて(以下の件も同様)】</p> <p>千代田区契約事務規則第42条に「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、契約条項、その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。」とあるが、特命随意契約の場合は1者からの見積としている。特命随意契約の案件については、契約課が事前チェックを行っており、2者以上が実施できる案件については入札としていることから、他社の見積を徴取する必要がないため。</p>
<p>西神田コスモス館総合管理業務</p> <p>1億1200万円を超える金額であるにもかかわらず特命随意契約となっている理由を地方自治法施行令167の2条第1項及び貴区ガイドラインに沿って説明いただきたい。これは他社から見積合わせを取っていないという理解でよいか。仮にとっていないとしてそれが許される理由は何か(貴区の内部規程上許容されるのか)。取っていたとしてその結果についてご教示願いたい。</p>	<p>当区では、施設管理の案件については内部指針を定め、以下の取り扱いを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札により事業者決定 ・4月から11月の履行成績(所管課が評定)により、「成績不良」となった案件は、次年度の受託事業者を入札により選定。それ以外の場合は、特命随契により継続して同一事業者と契約。 ・特命により継続して契約した場合、再度の継続は認められず、その翌年度の受託事業者については、入札に付す。
<p>千代田区ポータルサイト運用保守業務</p> <p>1億1900万円を超える金額であるにもかかわらず特命随意契約となっている理由を地方自治法施行令167の2条第1項及び貴区ガイドラインに沿って説明いただきたい。これは他社から見積合わせを取っていないという理解でよいか。仮にとっていないとしてそれが許される理由は何か(貴区の内部規程上許容されるのか)。取っていたとしてその結果についてご教示願いたい。</p>	<p>本案件はプロポーザル方式で業者選定をしており、プロポーザル方式により決定した案件については、プロポーザル方式業者選定による契約に係る取扱基準に基づき、単年度ごとに随意契約により締結し、3年間(システム構築及び保守については5年間)継続して契約することができるため、本件も継続3年目になる為、基準に基づいて随意契約としている。</p>

<p>外濠における水環境改善暫定対策業務</p> <p>それほど特殊性のある業務には思えないが、1者応札にとどまった理由及び予定価格の算定プロセス(建設環境研究所からの見積価格の聴取の有無)をご教示願いたい。</p>	<p>令和4年度から同一業務を入札しており、令和5年度～令和7年度は今回と同様、建設環境研究所の1者応札である。水質改善処理剤について、令和3年度に東京都が使用した製品である「ルミライト」の使用を指定しており(経過観察のため)、対応できる事業者が限られている可能性がある。</p> <p>建設環境研究所他1者から下見積もりを徴取している。</p>
<p>区立小中学校ICT学校教育システムのサポート・保守業務</p> <p>貴区における継続型プロポーザル方式による随意契約の仕組みを教えてください。現在のJMCはいつから継続受注しているのか。入口となる初年度はどの程度の競争による見積合わせが行われていたのか。継続年数に上限はあるのか。</p>	<p>内部規定によりプロポーザル方式により決定した案件については、単年度ごとに随意契約により締結し、3年間継続することが可能としている。(※システム構築及び保守については5年間)</p> <p>また、区民サービス等に対する豊かな知識と経験力が求められ、それを習得するにはある程度の期間を要する業務に係る契約についてはさらに2年(※システム構築及び保守については5年)、契約期間を延長することを認めている。延長に際しては指名業者選定委員会での承諾が必要。</p> <p>本案件は令和3年度にプロポーザルを実施、2者が参加している。</p>
<p>千代田区総合自転車対策業務</p> <p>貴区における新規プロポーザル方式による随意契約の仕組みを教えてください。本件は何社がプロポーザルに応じ、どのように芝園開発に決定されたのか。初年度にプロポーザル方式で落札すると、次年度以降、継続プロポーザル方式に移行するのか。</p>	<p>内部規定によりプロポーザル選定を行った契約は、単年度ごとに随意契約により締結し、最長3年間継続することができる。(※システム構築及び保守については5年間)</p> <p>また、区民サービス等に対する豊かな知識と経験力が求められ、それを習得するにはある程度の期間を要する業務に係る契約についてはさらに2年(※システム構築及び保守については5年)、契約期間を延長することを認めている。延長に際しては指名業者選定委員会での承諾が必要。</p> <p>本案件は令和6年度に実施したプロポーザルにて2社が参加し、提案書に対する評価の結果芝園開発に決定された。</p> <p>内部管理上、プロポーザル方式により業者選定された契約は初年度を「新規案件」として、2年日以降は「継続案件」として管理しているもので、継続して選定業者と随意契約を締結する場合は、改めてプロポーザル方式による選定は行わない。</p>
<p>区立番町小学校給食室排風機インバータ設置工事</p> <p>特命随意契約となった理由についてガイドライン等に照らして説明いただきたい</p>	<p>施行令第167条の2第1項第6号に該当する。ガイドラインでは現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合に該当する。騒音規制法に定められた規定値を大幅に超過していたため、早急に騒音値を低減する対策が必要であった。迅速に対応可能で工期を短縮することができることを理由としている。</p>
<p>区立メレーズ軽井沢管理棟2階浴室他改修工事</p> <p>本件は区外施設であるが、不調と当該事業者との契約に至った経緯についてご教示願いたい。</p>	<p>不調の要因を所管課(施設経営課)が入札に参加した業者(のちの不落随契約先)にヒアリングしたところ、業者の考え方に相違があり、それであればもう少し安く請け負えるとの事で、再度見積書を徴取したところ、予定価格内に収まる金額であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項8号に基づき、不落随契となった。(入札時と仕様書・図面等条件は変えていない)</p>
<p>神田さくら館5階普通教室及び7階多目的室他改修工事</p> <p>ライト工業は区外事業者という理解でよいか</p>	<p>ご指摘の業者は支店登録をしており、支店先が墨田区でそこと契約する形になる為、契約上区外業者という扱いになる。</p>
<p>区内幸町ホール改修舞台機構工事</p> <p>舞台改修ができる企業は区内に2者しかいないという理解でよいか。特殊工事であるにもかかわらず、区内に限定しているという理解でよいか</p>	<p>本案件の地域要件は東京23区内としており、区内に限定して発注しているわけではない。(申請してきた2者もどちらも区外業者)</p>
<p>公園・児童遊園等リニューアル工事「飯田橋こどもの広場」(第503号)</p> <p>前回審議でも、麹町こどもの広場については八廣園が受注しているが、それ以外の事業者が公園リニューアルについて受注し、対応している例があるのか。8社も指名されている割に、落札率が高止まりしているが、この理由は何か。実際に何社応札したのか。</p>	<p>過去5年間で公園リニューアル工事は本件と前回審議案件の2件のみで、いずれも八廣園が受注。指名業者8者、応札業者2者(5者辞退、1者不参) 辞退理由を確認できたのは4者で、すべて技術者の配置が困難になったためとのこと。</p>

<p>区立内幸町ホール改修工事</p> <p>金額が大きな工事であるのに2者しか指名していない理由はなにか。何か特殊性のある工事だったのか</p>	<p>本案件は制限付き一般競争入札であり、制限を付して入札情報を公告し、参加者を募り、参加者の間で競争に付して契約者を決める契約方法のため。その結果参加本案件は制限付き一般競争入札であり、制限を付して入札情報を公告し、参加者を募り、参加者の間で競争に付して契約者を決める契約方法のため。その結果参加希望業者が2者であった。(指名競争入札と異なり、こちらから業者を指名するわけではない)希望業者が2者であった。(指名競争入札と異なり、こちらから業者を指名するわけではない)</p>
<p>道路維持工事(単価・神田地区)(第2号)</p> <p>①本件における単価契約金額と締結金額のずれ、②単価契約の場合の貴区における入札の仕組みについてご教示願いたい。</p>	<p>①単価契約金額は単価合計の金額(入札時に競争した金額)、締結金額は支出限度額である。(単価合計については②に記載) ②通常の単価契約は単価×予定数量の推定総価額で競争しているが、工種ごとの予定数量を算出することも困難な場合は、すべての数量を1とした際の合計で競争している(単価合計)</p>
<p>歩道拡幅工事「二七通り東地区」(第10号)</p> <p>確かに遅延理由は記載されているもののかなり余裕を持った工期だったにもかかわらず、年度をまたぐに至った理由(いつ工事変更の理由が分かったのか)及び、年度をまたいだ変更契約がそもそも許されるのか(予算措置上許されるのか)。</p>	<p>本件は、現場内の東京都下水道局所有設備に不具合が生じたことにより工期が遅れが生じたため、令和7年3月21日付けで令和7年7月31日までの工期延伸を行った。その際は債務負担のかけかえを行っている。今回の変更は金額のみの変更。</p>